

意見を募集します

健康推進課 ☎65-7779

健康で輝けるまち長浜の実現に向け、健康増進計画「健康ながはま21」を策定し、さまざまな健康施策を進めています。来年度は「健康ながはま21」の第4期の初年度にあたり、より健康づくりに深く、広く取り組むため、長浜市健康都市宣言を策定します。その素案を作成しましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期限】

3月22日(金)必着

【閲覧場所】

担当課、市政情報コーナー(本庁舎1階)、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで担当課まで提出してください。

問合せ・提出先

〒526-0845 小堀町32-3

健康推進課

☎65-7779

FAX 65-1711

✉kenkou@city.nagahama.lg.jp

井戸水等の使用人数変更がある場合は届出が必要です

下水道総務課 ☎65-1600

【対象】 公共下水道および農業集落排水処理施設で、水道水以外の水源(井戸水等)を生活用水に利用している人

○使用人数の変更があるとき

井戸水等を生活用水にご利用の場合、使用人数をもとに使用料を算定しています。

出生、死亡、転入、転出等、人数の変更があるときは届出が必要ですので、担当課にご連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。

届出書の提出後、使用人数を変更しますので、速やかに提出してください。

○届出している使用人数が分からないとき

水道水も併せて使用されている人は、水道メーターの検針票に使用人数が記載されています。

また、井戸水等のみを使用している人で使用人数が分からないときは、担当課までお問い合わせください。

○水道水をご利用の人が井戸等を新設・撤去したとき

水道水と併せて井戸水等を新たに使用することになったときや、井戸水等の使用を中止し水道水のみに変更したときは、担当課にご連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。

問合せ

下水道総務課(本庁舎2階)

☎65-1600

一日年金相談所の開設

彦根年金事務所 お客様相談室
☎0749-23-1114

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所(予約制)を開設します。

【とき】 3月20日(水) 10時～16時

【会場】 市役所本庁舎5階 5-1C会議室

【申込み】 平日の8時30分から17時15分までに、次の予約専用電話でお申し込みください。相談日の1週間前までにご予約ください。

【予約専用電話】

彦根年金事務所 ☎0749-23-5489

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

ご存知ですか

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより満額受給できない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには加入期間(保険料の免除期間含む)が原則として10年以上必要となりますが、昭和40年4月1日以前に生まれた人でこの要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは左記までお問い合わせください。

彦根年金事務所 国民年金課
☎0749-23-1114

住所変更手続きの延長窓口・日曜窓口を開設します

市民課 ☎65-6511

就職・就学等でお引越しの多いこの時期、転入・転居・転出等の住所変更の手続きを行う延長窓口・日曜窓口を次のとおり開設します。

平日の通常業務時間(8時30分～17時15分)にお越しただけでない人はぜひご利用ください。

○延長窓口

【とき】 3月・4月の各木曜日

19時まで

○日曜窓口

【とき】 3月31日(日)

8時30分～15時

どちらも市民課・北部振興局福祉生活課で開設します。

※手続きによっては、当日受付できないものがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、市民課までお問い合わせください。

※市民課手続きに関する質問は、QAチャットボットで「ひでよしくん」に質問してください。



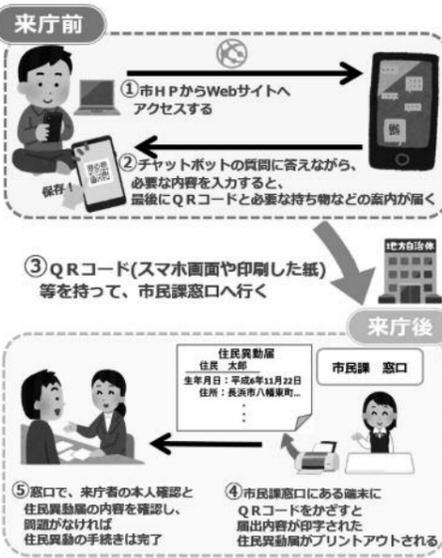
延長・日曜窓口



QAチャットボット



CHA-CHAT申請 (住民異動届の事前作成・発行機能)の流れ



CHA-CHAT申請

引越しの手続きはCHA-CHAT申請をご利用ください

市民課 ☎65-6511

CHA-CHAT申請

24時間いつでもどこでもスマホで申請書を作成できます。

転入・転居・転出の届出書情報を市役所に来る前にご自宅や外出先で入力できます。

おすすめポイント

○窓口での異動届の記入が不要
曜日や時間を問わず、いつでも住民異動届を事前に作成できるので、窓口での待ち時間が短くなります。

○必要な持ち物の確認ができる

住民異動に必要な委任状や本人確認書類などが入力時に案内されるので、来庁時に必要な持ち物の漏れ防止につながります。

下記QRコードまたは市のホームページからアクセスできますので、ぜひご利用ください。

一日年金相談所の開設

彦根年金事務所 お客様相談室
☎0749-23-1114

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所(予約制)を開設します。

【とき】 3月20日(水) 10時～16時

【会場】 市役所本庁舎5階 5-1C会議室

【申込み】 平日の8時30分から17時15分までに、次の予約専用電話でお申し込みください。相談日の1週間前までにご予約ください。

【予約専用電話】

彦根年金事務所 ☎0749-23-5489

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

ご存知ですか

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより満額受給できない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには加入期間(保険料の免除期間含む)が原則として10年以上必要となりますが、昭和40年4月1日以前に生まれた人でこの要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは左記までお問い合わせください。

彦根年金事務所 国民年金課
☎0749-23-1114

軽自動車の廃車手続きはお済みですか

税務課 ☎65-6508

原動機付自転車、小型特殊自動車および軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更されても、月割や減額の制度がないため、その年度分の税金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

【廃車の手続きが必要な場合】

- 車両を他人に譲ったとき、または売ったとき
- 故障などで車両を廃棄したとき、または解体したとき
- 車両が盗難にあったとき
- 市外に住所が変わったとき
- 所有者または使用者が亡くなったとき

【廃車の手続き先】

○長浜市ナンバーの原動機付自転車
小型特殊自動車

税務課、北部振興局福祉生活課、各支所

○滋賀ナンバーの普通自動車

125ccを超える2輪車

滋賀運輸支局守山市木浜町

☎050-5540-2064

○滋賀ナンバーの軽自動車(3輪・4輪)

軽自動車検査協会滋賀事務所守山市木浜町

☎050-3816-1843